

大阪府入札監視委員会 平成 20 年度第 1 回定例会議 議事概要

- 1 開催日時 平成 20 年 6 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 場所 大阪府立労働センター5階 研修室 2（大阪市中央区北浜 3-14）
- 3 出席委員 委員長ほか委員 4 名
- 4 審議対象期間 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 5 会議の概要 審議対象期間中の指名停止の状況、談合情報の処理状況及び大阪府が契約締結した建設工事（予定価格 250 万円を超えるもの）553 件の中から次の 10 件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。
 - 一般競争入札方式 5 件
 - ・一級河川 寝屋川 千里丘寝屋川線下（仁和寺）調整池機械設備工事
 - ・大阪府営狭山住宅等エレベーター棟増築工事
 - ・配水管布設替工事φ400・φ300（豊中幹線 豊中市）
 - ・大阪府立かわち野高等学校福祉整備工事
 - ・大阪府警察南大阪交通管制センター空調設備更新工事
 - 指名競争入札方式 3 件
 - ・南條下池改修（19）工事
 - ・安威川ダム 生保地区農業用水施設設備改良工事
 - ・大阪府営東大阪島之内第 5 期住宅（建て替え）構内舗装工事
 - 随意契約方式 2 件
 - ・淀川左岸流域下水道渚水みらいセンター焼却炉設備工事その 2
 - ・交通監視用テレビ整備工事（Itv 樋之口町ほか）
- 6 審査の結果 抽出した 10 件の処理状況は概ね適正であると認める。
- 7 委員からの質問とそれに対する回答 別添のとおり

(別 添)

質問	回答
<p>【一級河川 寝屋川 千里丘寝屋川線下 (仁和寺) 調節池機械設備工事】</p> <p>○ 1 回目の入札が1 社入札のため無効となり、2回目の入札の落札率が100%である。このような事態をどう考えているか。</p>	<p>○ 地域要件は全国であり、今回のゲート設備については、82 社が製作可能であった。同時期に同種の工事の発注があり、業者が取捨選択したものと推測している。</p> <p>○ 平成19 年度については、競争性を確保するという趣旨で1 社入札は無効とした。</p> <p>○ 平成20 年度からは、府内だけでなく全国の業者の参加が可能とした条件になっているものについては、1 社入札も有効としている。</p>
<p>【配水管布設替工事Φ400・Φ300 (豊中幹線 豊中市)】</p> <p>○ 電子入札にもかかわらず、参加業者数が6社である、不自然ではないか。地域要件を豊中市内に限定しているからではないか。もっと広い範囲とするべきではないか。</p>	<p>○ 公告時における、豊中市に府と契約する営業所を置く土木一式工事C等級の業者は19社であった。当初は、概ね半数位は入札に参加するものと予想していたが、年度末の発注ということもあり、結果的に参加業者数が6社になったと推測している。</p>
<p>【大阪府立かわち野高等学校福祉整備工事】</p> <p>○ 指名業者61者中29者が入札を辞退している。なぜ辞退が多かったと考えられるか。</p> <p>○ 最低制限価格で応札する業者と予定価格100%で応札する業者があるのはなぜか。</p>	<p>○ 電子入札システムでは、参加申し込みを行い、システムから入札参加資格有りの通知を受けた後、設計図書等をダウンロードすることが可能となり、これにより積算を行い入札書を作成することとなっている。入札参加申請は行ったものの、設計図書等をみたうえで「辞退」されたと推測している。</p> <p>○ 業者の真意は不明である。</p>
<p>【大阪府警察南大阪交通管制センター空調設備更新工事】</p> <p>○ 最低制限価格で17社が入札しているのはなぜか。</p>	<p>○ この工事をどうしても落札したい業者が多かったものと推測している。</p>
<p>【南條下池改修(19)工事】</p> <p>○ 地域要件を阪南市と岬町に限定して</p>	<p>○ 泉南郡岬町および阪南市で希望工種を「土木」で</p>

<p>いる。もっと広い範囲とすべきではなかったか。</p>	<p>登録しているすべての業者18社を選定した。</p> <p>○ 地域要件の拡大については、今後検討してまいりたい。</p>
<p>【淀川左岸流域下水道渚水みらいセンター焼却炉設備工事その2】</p> <p>○ 設備工事2段階工事契約方式とはどのような契約方式か。</p> <p>○ なぜ、2つの契約に分割するのか。事務的に無駄が生じるのではないか。</p> <p>○ なぜ、4回も金額交渉を行ったのか。</p>	<p>○ まず、主機プラント設備の工事（「その1工事」）について契約する。その際、「設備工事2段階工事契約方式（詳細設計付き）契約書」により、補機プラント設備の工事（「その2工事」）に係る詳細設計業務の実施及び、「その2工事」の工事請負予約を行う。</p> <p>○ 次に「その1工事」の請負者は、主機プラント設備の仕様に合致した補機プラント設備の詳細設計を行う。大阪府がこの設計に基づき積算し、当該請負者と「その2工事」についての随意契約を行う。</p> <p>○ 公共工事は数量発注を基本としているが、プラント設備工事は、機能・性能を購入するという性格を持っている。プラント設備の主要機器は、同じ性能でもメーカーにより形状や寸法が異なるため、付随する機器や配管の形状や延長等も異なる。従来は主要機器の仕様を標準化し、これを前提に付随する機器や材料も一括発注し、契約後の設計協議や施工協議により、主要機器に適合させるための煩雑な調整業務を行っていた。2段階方式では、その1工事で主機を発注し、その2工事として、主機に適合した補機や配管を発注するため、プラントとしての最適な設計を行うことができ、また、設計と実際数量の合致が円滑に実現できる。</p> <p>○ 「その2工事」の契約金額は、「その2工事」の予定価格に、競争入札により契約した「その1工事」の落札率を乗じて得た金額の範囲内としている。</p> <p>○ 2段階方式の「その2」工事の契約額は、請負率が「その1」工事の落札率以下としているが、交渉に当たっては、随意契約ガイドラインに沿って提示価格が目標価格を下回った後も、粘り強く交渉を重ねた結果である。</p>